

4月6日(木)~15日(土)の10日間
春の全国交通安全運動を実施します

「やさしさが走るこの街 この道路」

4月6日(木)~15日(土)の10日間、春の全国交通安全運動が「やさしさが走るこの街この道路」をスローガンに実施されます。

今年の運動基本方針は「子供と高齢者の交通事故防止~事故にあわない、おこさない~」と定め、次の①~④を重点に運動を推進します。

- ①歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ②後部座席を含めたすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④二輪車の交通事故防止

市内でも期間中は、東久留米市交通安全協会を中心に交差点での安全指導を行います。詳しくは田無警察署☎467・0110または市道路計画課道路交通計画係☎470・7768へ。

自転車安全利用五則

次の通り「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ▼飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - ▼夜間はライトを点灯
 - ▼交差点で信号順守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

この他にも、傘差し運転・運転中の携帯電話の使用・運転中のヘッドホン着用などの禁止行為は絶対に行わないようにしましょう。

ひとりが交通安全に対する意識を持って、交通事故死ゼロを目指しましょう。

運転者講習会を開催します

【日時】4月12日(水)午後6時半~8時

【会場】中央図書館視聴覚ホール

【内容】田無警察署員による講話、DVD上映

【その他】運転者講習カードをお持ちの方は持参してください。参加した方には交通安全グッズを差し上げています

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

記録の残る昭和43年以降、国内で交通事故による犠牲者が無い日は、1日也没有せん。交通事故を未然に防ぐためには、交通ルールを守り、交通マナーを実践することが不可欠です。今後も一人

平成29年 春の全国交通安全運動

実施期間 平成29年4月6日(木)~4月15日(土)

交通死亡事故連続減少~チャレンジロード140~

やさしさが走るこの街 この道路



東京都/首都交通対策協議会

29年度東京都春の全国交通安全週間ポスター

国の登録有形文化財

「村野家住宅」特別見学会 (29年度前半分)を開催します

「村野家住宅」は江戸時代から明治・大正期の建造物で、かやぶき屋根を持つ主屋を中心とし、離れ・土蔵3棟・薬医門・中雀門が、平成23年に国の登録有形文化財になりました。同住宅は個人住宅であるため、普段は見学ができませんが、NPO法人とサポートクラブが主催し、市教育委員会が協力して、特別見学会を行います。

柳窪旧集落見学会

主催はNPO法人「東久留米の水と景観を守る会」柳窪の環境・景観の保全を考える会。

【日程】4月29日(祝)

【時間】午前10時から、午後1時15分から(約2時間)

【内容】村野家を含めた柳窪



村野家住宅の「主屋」



村野家住宅の「離れ」



村野家住宅の「薬医門」

旧集落の古民家を見学し、黒目川源流域保存樹林沿いの遊歩道を巡ります

【集合場所】西武バス「柳窪一丁目」バス停(武21系統東久留米駅発(錦城高校経由)武蔵小金井駅行き)から南へ80m先の四つ角・コンビニエンスストア前

【定員】各回30人(応募者多数の場合は抽選)

【参加費】600円(資料代、保険代など)

【申し込み】4月22日(土)までに(必着、往復はがきに氏名(同伴2人まで連記可)、住所、電話番号(申込者本人)、午前・午後の希望と返信用宛名を記入の上、〒20310044、柳窪2ノ11ノ6、奥住税務会計事務所内「柳窪見学会」へ)

【参加費】500円(資料代、茶菓子代、維持協力費)

【申し込み】①が4月10日(水)まで、②が5月31日(水)までに(いずれも必着、往復はがきに氏名(同伴2人まで連記可)、住所、電話番号、見学会希望日(午前・午後の希望)と返信用宛名を記入の上、〒18710041、小平市美園町1ノ6ノ1ノ207、株式会社兼七内「福徳園サポートクラブ事務局」宛て郵送を、詳しくは同クラブ事務局☎042・344・6735または同担当・黛☎410・0497へ。

木造住宅の耐震診断・耐震改修助成制度を実施しています

実施しています

市では、地震による建物の倒壊などの被害を軽減するために、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成しています。いずれも実施する前に申請をしないと助成が受けられません。助成手続きなどの詳細は市ホームページまたは施設

建設課(市役所5階6番窓口)で配布しているパンフレットを参照してください。

【耐震診断の助成金額】耐震診断に要した費用(消費税を除く)の2分の1以内(1000円未満端数切り捨て)。最大5万円

【耐震改修の助成金額】耐震改修に要した費用(消費税を

除く)の3分の1以内(1000円未満端数切り捨て)。最大30万円

【助成対象住宅】次のすべてに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- ②自己所有で住居として利用している

《今号の主な内容》

- ・土地・家屋の価格等縦覧簿の縦覧が始まります
- ・障害者難病疾患などの啓発事業に対する補助金を交付します
- ・ご利用ください。市の各種資金融資制度
- ・29年度お子さんの定期の予防接種のお知らせ

2面

3面

5面

7面